

アテンド業務契約書

利用者（以下「甲」という。）とSOPHIA BANGKOK（以下「乙」という。）は、甲のタイ国での手術アテンド業務に関し以下の通り契約する。

第1条

乙は、甲のタイ国での手術に対して、病院との連絡業務、タイ国内での送迎、タイ語および英語での翻訳、宿泊先および航空券の手配を行うサービスを提供するものとする。（以下、「本件業務」という。）

第2条

本件業務の報酬には、手術費用、航空券、滞在費、観光時の交通費、飲食代、娯楽費、その他雑費は一切含まれない。

第3条

観光時の交通費は全て甲の負担となる。観光前日に乙と相談し日程を決め、その際『観光交通費請求書』に従って料金を支払う。通常、社用車を利用するが、場所によってタクシーや公共機関の乗り物を利用する場合もメーターに応じて甲が支払う。また、バンコク市内の観光案内の場合は交通費は無料とし、駐車料金や乙が同行する際の施設への入場料等は甲の負担となる。

第4条

手術料金の支払いができない場合、手術を行う事ができない。支払いは、現金またはクレジットカード（ビザ、マスター、JCB）で行う。支払い以外にも医師の判断や災害などで手術が行えなくなった場合にも、乙は一切の責任を負わない。

第5条

渡航前の見積もりは、問い合わせ時の外国為替レートで計算したものであり、渡航後の外国為替レートによって、伝えた見積額を超える事がある。資金は余裕を持って準備をしていただき、支払額が足りない場合も乙は甲に対して、金銭の貸し借りを一切行わない。また、それにより手術を行えなくなった場合にも、乙は一切の責任を負わない。

第6条

乙は甲に対して、いかなる金銭の貸し借りを行わない。

第7条

災害や医師の緊急出張など、手術の延期が発生した場合には甲は新たに渡航する予定を乙と話し合い、予定を組み直す。その際に生じる航空券のキャンセル料や変更手数料は甲が負担する。

第8条

甲の精神状態などによる異常な言動、行動で本件業務を行う事が困難だと乙が判断した場合、乙は本件業務の中止を行う権利がある。

第9条

いかなる理由において、滞在日数が契約プランより長くなる場合、航空券の日程変更手数料、滞在費、娯楽費、食費、アテンド延長費（1日につき15,000円）は全て甲の自己負担となる。

第10条

天災や厄災を含め、契約後に渡航中止となった場合は支払いの全額を乙と病院が保管し、新たな渡航日取

アテンド業務契約書

り決めを半年以内に行う事とする。いかなる理由において半年以内に再渡航日が決まらない場合は以下通り支払額に応じて渡航日からカウントし、キャンセル料金が発生します。

■ガモン病院、ミラダ病院、ヤンヒー国際病院■

【アテンド料金】100%（返金不可）

■スローンクリニック、その他（手術料金前払い制の病院）■

【アテンド料金】100%（返金不可）

【手術代】

【90日以上前】20万円 【60日前】60万円 【30日前】90万円 【15日前】50% 【前日】80% 【当日】100%

第11条

（性同一性がいの方のみ適応）甲が性同一性障がい以外の精神疾患を患っている場合、掛かり付けの医師の診断が必要となる。また、精神科医から手術の許可が出ていない場合、手術を受ける事ができない。手術を受ける場合には、他精神疾患を軽減、完治、医師からの手術許可書の取得を行う必要がある。また、その事実を乙に一切伝えずにタイへ渡航された場合、本件業務を中止する。

第12条

いかなる理由において、渡航後に滞在日数が契約プランより短くなる場合、既に支払われたアテンド料金の返還に応じることはできない。

第13条

手術を理由に発生した、いかなるトラブルにおいて乙は一切の責任を負わない。

第14条

術後の経過管理のため音声録音、ビデオ撮影、写真撮影を行う。乙はこのデータを無断で外部に公開することは一切ない。

第15条

甲は手術が及ぼす身体への影響、起こりうる後遺症、手術内容を全て理解し受け入れる。乙が手術は「結果に満足がいかない」等の個人的な満足度で病院、乙を訴える事はできない。また、SNS等に病院や乙の誹謗中傷・悪口を書き込んだ場合、乙は民事訴訟を起こすことができる。

第16条

契約期間中に起きた本件業務の内容にいかなる事故やトラブルにおいて、乙は一切の責任を負わない。

第17条

手術予定日より1ヶ月前から禁酒禁煙をしなければならない。これを守らず、手術中及び術後の患部や身体への何らかの異常が起きたとしても乙、医師、病院は一切の責任を負わない。

第18条

術後は患部が完治するまで、約1ヶ月間の禁酒禁煙をしなければならない。

第19条

第17条および第18条を守れず、術後の患部に何らかの問題が生じた場合、乙および病院からの保証を受ける事はできず、治療や再手術の費用は全て自己負担となる。

アテンド業務契約書

第20条

観光中に起きた、いかなるトラブルにおいて乙は一切の責任を持たない。盗難、傷害、事故などのトラブルに関しては、乙の保険で対処を行う事ができる。

第21条

術後から半年以内に問題が発生した場合は、直ちに乙へ連絡をする。その際には必ず患部の写真、細かい症状を記載する。病院によっては無料で再手術（保証内）を行う事ができる。この場合の交通費、航空券、滞在費、食費、その他雑費等は自己負担とするが、当日のカウンセリングのみは無料とする。また、有料の再手術（保証外）と判断された場合、通常のアテンド料金が適応される。

第22条

医師による検査および病院内の患部消毒、通院がある場合、観光は行わない。あくまでも、観光はサービスであり、手術を受けにタイ国へ渡航している事を理解する。

第23条

観光業務は午後17時までとする。時間外の観光内容の場合、乙は甲に追加料金を請求する権利がある。夜の観光地（ナイトマーケットなど）、バーやクラブなどお酒の提供がある場所への案内は行わない。

第24条

ショッピングモール、マーケットなどの買い物は、基本的に自由行動となるが、患部に負担のかかる動作は行わないこと。問題が生じた場合には、直ちに乙へ連絡をする。

第25条

甲と他の患者との滞在期間が重なった場合、日程によって観光に案内できないことがある。

第26条（本契約の解釈および紛争時の管轄裁判所）

本契約に定めない事項が生じたとき、またはこの契約各条件の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って協議のうえ、円満に解決に努めるものとする。ただし、これらに関する紛争が解決しない場合には、日本の裁判所を専属的管轄裁判所とし、その裁判によって解決するものとする。

以上、本契約成立の証として本書を2通作成し、甲はパスポートの自署と同じ署名をし、甲乙それぞれ1通を保管すること。

(甲) _____

(乙) _____

